

強い農業づくり交付金の配分基準について

16生産第8451号
平成17年4月1日
大臣官房国際部長
総合食料局長
生産局長 通知
経営局長

改正 平成18年 3月31日 17生産第8569号

最終改正 平成19年 3月30日 18生産第9316号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金の配分基準については、以下のとおりとする。

第1 推進事業

推進事業（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

ただし、要綱第8の5に基づき評価結果を反映する場合にあっては、第3の2により算定された額を各都道府県への配分額とする。

1 都道府県計画の目標に応じた配分

推進事業予算額又は各都道府県が策定した都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）のうち推進事業に係る要望額（以下の2及び3において「要望額」という。）の合計額のいずれか低い額（以下の2において「配分基礎額」という。）の3割に相当する額を都道府県計画に定められた目標に応じて、別表1の配分の考え方に基づき各都道府県が獲得したポイントの合計値の全国に占める割合に基づき配分する。

2 都道府県計画の要望額に応じた配分

配分基礎額の7割に相当する額を各都道府県の要望額の全国に占める割合に基づき配分する。

3 1及び2により配分した結果、配分額が要望額を上回る都道府県がある場合には、当該都道府県の配分額と要望額の差額の合計額を、それ以外の都道府県に2に準じて再配分するものとする。

4 経営力の強化のうち新規就農者の育成・確保に係る再チャレンジ優先枠（以下、「再チャレンジ優先枠」という。）対象取組に対する配分

再チャレンジ優先枠については、その予算額の範囲内で、事業実施主体が策定する事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別表3に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。ただし、その最終の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、配分の対象としないものとする。

第2 整備事業

整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

整備事業予算額から2に要する額を減じた額の範囲内で、要綱附則の5の規定に基づく事業の実施に要する要望額、平成16年度以前に国庫補助金を受けて着工された事業であって事業実施期間が平成17年度以降に及ぶものに要する要望額及び要綱別表のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

また、要綱別表の のメニューの欄の経営構造対策の沖縄県については、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知。以下「要領」という。)別記の の第1の2の(1)のイの(ウ)に規定する地区数に達するまでの要望額を配分する。

2 優先枠の対象取組に対する配分

(1) 整備事業の予算における優先枠及びこの対象となる取組は、次のとおりとする。

ア 地産地消促進特別枠

産地競争力の強化のうち地産地消の取組

イ 輸出対策特別枠

産地競争力の強化のうち農畜産物販路拡大の取組

ウ 再チャレンジ優先枠

経営力の強化のうち新規就農の促進(道府県農業大学校等が実施する再チャレンジ活用促進)

(2) 優先枠の対象取組に対する配分

(1)のそれぞれの優先枠の予算額の範囲内で、事業実施計画を別表4に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。ただし、その最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、配分の対象としない。

3 都道府県計画の事業実施主体等ごとの成果目標等に応じた配分

(1) 整備事業予算額から 1 及び 2 に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施主体等ごとの事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別表 2 に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。

(2) (1) により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、当該事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府県に配分するものとする。

第 3 評価結果の配分額への反映

推進事業に係る交付金の配分における要綱第 8 の 5 に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

- 1 評価結果の反映は、要綱第 8 の 5 に基づき取りまとめた推進事業の評価結果における都道府県別の成果目標の達成度（当該達成度が 2 以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。
- 2 評価結果を反映した配分額は、第 1 により算定された各都道府県への配分額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

達 成 度	乗 率
80% 以上	100.0%
60% 以上 80% 未満	97.5%
40% 以上 60% 未満	95.0%
20% 以上 40% 未満	92.5%
20% 未満	90.0%

- 3 2 による交付金の配分後に当該配分額と予算額に差額が生じた場合であって、当該差額について達成度が 80% 未満の都道府県に配分額の追加をしようとする場合にあっては、既に事業を実施している地区に係る増額に相当する配分は行わないこととし、新たに事業の実施を予定している地区に係る配分については、2 の規定を準用するものとする。

第4 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1

政策目的	政策目標	配分の考え方																
経営力の強化	担い手の育成・確保	地域の実態に応じた認定農業者の育成・確保に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。 1 地域の実態に応じたポイント 都道府県の直近の主業農家に対する認定農業者の割合に応じたポイントの設定 【算式】 $\frac{\text{認定農業者数}}{\text{主業農家数}} \times 100 = \text{〇〇}\% \text{（主業農家に対する認定農業者の割合）}$ 【ポイント表】 <table><tr><th>主業農家に対する認定農業者の割合</th><th>ポイント</th></tr><tr><td>80%以上</td><td>5</td></tr><tr><td>60%以上80%未満</td><td>4</td></tr><tr><td>40%以上60%未満</td><td>3</td></tr><tr><td>20%以上40%未満</td><td>2</td></tr><tr><td>20%未満</td><td>1</td></tr></table> 2 都道府県が設定する成果目標に応じたポイント 都道府県の単年度の認定農業者数の増加目標に応じたポイントの設定 【算式】 $\frac{\text{認定農業者の育成目標数}}{\text{主業農家数} - \text{認定農業者数}} \times 100 = \text{〇〇}\% \text{（育成目標率）}$ 【ポイント表】 <table><tr><th>都道府県の認定農業者の育成目標</th><th>ポイント</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント	80%以上	5	60%以上80%未満	4	40%以上60%未満	3	20%以上40%未満	2	20%未満	1	都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント		
主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント																	
80%以上	5																	
60%以上80%未満	4																	
40%以上60%未満	3																	
20%以上40%未満	2																	
20%未満	1																	
都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント																	

10%以上	5
7%以上10%未満	4
4%以上7%未満	3
1%以上4%未満	2
1%未満	1

担い手への農地利用集積の促進

認定農業者等への農地の利用集積に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。

1 地域の実態に応じたポイント

都道府県の直近の耕地面積（注1）に対する担い手（注2）への利用集積面積（注3）の割合（担い手への農地利用集積率）に応じたポイントの設定

【算定】

利用集積面積 / 耕地面積 × 100 = ○○%

担い手への農地利用集積率	ポイント
50%以上	5
40%以上50%未満	4
30%以上40%未満	3
20%以上30%未満	2
20%未満	1

2 設定する目標に応じたポイント

都道府県が設定する担い手への農地利用集積率の増加目標に応じたポイントの設定

担い手への農地利用集積率の増加目標	ポイント
3.5ポイント以上増加	5

2.5ポイント以上3.5ポイント未満増加	4
1.5ポイント以上2.5ポイント未満増加	3
0.5ポイント以上1.5ポイント未満増加	2
0.5ポイント未満増加	1

- (注) 1 耕地面積統計の数値を使用。
 2 担い手とは、認定農業者及び基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に到達している農業者(認定農業者を除く。)をいう。
 3 担い手の自己所有地、借入地、農作業受託地の面積(作物別の基幹作業毎の受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積)の合計。

新規就農者の育成・確保

新規就農者の育成に向けた各種取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。

- 1 地域の実態に応じたポイント
 都道府県の直近の販売農家数に対する新規就農者数の割合に応じたポイントの設定
 【算式】

$$\frac{\text{新規就農者数}}{\text{販売農家数}} \times 1000 = \text{〇〇}$$

都道府県の販売農家数に対する新規就農者数の割合	ポイント
4以上	5
3以上4未満	4
2以上3未満	3
1以上2未満	2

1 未満	1
------	---

- 2 設定する目標に応じたポイント
都道府県が設定する新規就農者の育成目標に応じたポイントの設定
【算式】

$$\frac{\text{新規就農者の育成目標数}}{\text{新規就農者数}} \times 100 = \text{〇〇}\%$$

都道府県の新規就農者の育成目標	ポイント
80%以上	5
70%以上80%未満	4
60%以上70%未満	3
50%以上60%未満	2
50%未満	1

別表 2

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	生産性向上	【土地利用型作物】 （稲・麦・大豆の省力・低コスト産地育成） ・10a当たり費用合計を稲は10%以上、麦は2.5%以上、大豆は5%以上削減	・稲、麦、大豆それぞれの10a当たり費用合計の削減について 目標基準値の1.2倍以上が3品目又は1.5倍以上が2品目 ・・・・・・・・・・8ポイント 目標基準値の1.2倍未満が1品目、1.2倍以上1.5倍未満が2品目（うち、1品目が1.5倍以上の場合も含む） ・・・・・・・・・・6ポイント 目標基準値の1.2倍未満が2品目、1.2倍以上が1品目 ・・・・・・・・・・4ポイント 目標基準値の1.2倍未満が3品目・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10a当たり費用合計が、都道府県 平均値に対して 2作物以上が平均値を下回る・・・・・・・・・・2ポイント 1作物が平均値を下回る・・・・・・・・・・1ポイント ・現状の市町村（又は農協）の稲・麦・大豆の作付面積に占める受益 面積の割合 2作物以上の受益面積の割合が20%以上・・・・・・・・2ポイント 1作物の受益面積の割合が20%以上・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理^{（注1）}を事業実施年度の前年度に実践 している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を

		作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権（育成者権、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標権を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合（事業実施主体又はその構成員が構成員となっている農業協同組合、事業協同組合、農業協同組合連合会若しくは事業実施主体の構成員が構成員となっている農業協同組合が構成員となっている事業協同組合、事業協同組合連合会又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ）が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。）を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
品質向上	【土地利用型作物】 （稲・麦の省力・低コスト産地育成） ・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）又は麦のタンパク質含有量等）の実施生産者（又は受益面積）の割合が50%以上	・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）又は麦のタンパク質含有量等）の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について 80%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント

				50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）又は麦のタンパク質含有量等）の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について - 稲・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・2ポイント - 稲又は麦の実施割合が70%以上・・・・・・・・1ポイント ・現状の市町村（又は農協）の稲又は麦の作付面積に占める受益面積の割合 - 稲又は麦の割合が40%以上又は稲・麦ともに20%以上・・・・・・・・・・2ポイント - 稲又は麦の割合が20%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント
--	--	--	--	---

		・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
生産性向上	【土地利用型作物】(麦産地生産性向上) ・単収が都道府県の平均単収を上回る。 基準となる単収は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年の平均単収	・事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収の 120%以上・・・・・・・・・・8ポイント 110%以上・・・・・・・・・・6ポイント 105%以上・・・・・・・・・・4ポイント 105%未満・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して 110%以上・・・・・・・・・・2ポイント 105%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・現状の市町村（又は農協）の麦の作付面積に占める受益面積の割合 40%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント

		以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
品質向上	【土地利用型作物】(麦産地品質向上) いずれか1つを選択する。 契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合を上回る。	○契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合を事業開始年の前年(前5中3)の割合について ・Aランクの評価数量の割合が前年(前5中3)の割合以上の場合 20%以上増加又はAランクの評価数量の割合が90%以上 ・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上増加又はAランクの評価数量の割合が80%以上 ・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上増加・・・・・・・・ 4 ポイント 10%未満増加・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状のAランクの評価数量の割合 50%以上・・・・・・・・ 2 ポイント 30%以上・・・・・・・・ 1 ポイント ・現状の市町村(又は農協)の麦の作付面積に占める受益面積の割合 40%以上・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・ 1 ポイント

				以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
			契約生産奨励金のC及びDランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5中3）の割合未満	○ 契約生産奨励金のC及びDランクの評価数量の割合を事業開始年の前年（前5中3）の割合について ・ C及びDランクの評価数量の割合が前年（前5中3）の割合未満の場合 20%以上削減又はC及びDの割合が5%未満・・・・・・・・・・ 8 ポイント 10%以上削減・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5%以上削減・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%未満削減・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算

				以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の A ランクの評価数量の割合 50%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・現状の市町村（又は農協）の麦の作付面積に占める受益面積の割合 40%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・2ポイント
			事業実施地区における麦の作付面積のうち、新品種（注）の占める割合が2%以上増加	・事業実施地区における新品種の占める割合が 20%以上増加・・・・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上増加・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上増加・・・・・・・・・・・・・4ポイント

			2 %以上増加・・・2 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区における新品種の占める割合が 2 0 %以上・・・4 ポイント 1 5 %以上・・・3 ポイント 1 0 %以上・・・2 ポイント 5 %以上・・・1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・2 ポイント
生産性向上	【土地利用型作物】(大豆産地安定供		

			給（生産性向上） ・単収が所在する都道府県の平均単収を上回る。	・大豆の単収を当該都道府県の平均単収を上回り、かつ、現状からの向上割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の単収が当該都道府県の平均単収と比較して 110.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 105.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%を上回る・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント
--	--	--	--	---

		・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
品質向上	【土地利用型作物】(大豆産地安定供給(品質向上)) ・上位等級比率(1・2等比率)が50%以上 基準となる上位等級比率は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年平均の上位等級比率	・大豆の上位等級比率を50%以上とし、かつ、現状からの向上割合について 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%未満・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の上位等級比率が全国平均値と比較して 140%以上・・・・・・・・・・4ポイント 125%以上・・・・・・・・・・3ポイント 110%以上・・・・・・・・・・2ポイント 105%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント

		以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)) ・契約栽培割合(面積割合)が40%以上	・大豆の契約栽培比率について 60%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の契約栽培比率が全国平均値と比較して 130%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 120%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 110%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント

		・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【土地利用型作物】 (主要農作物種子の生産性向上) ・主要農作物種子の生産に要する労働時間又は生産コストを10%以上削減	・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する労働時間の削減割合又は生産コストの削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・生産性向上（達成すべき成果目標としなかった指標）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント

- ・品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該上回る比率が、

110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
107.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
105%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・需要に応じた生産量の確保（主要農作物種子の生産量の増加割合）に関する目標が定められている場合、その増加割合が、

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント

- ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント

		・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
品質向上	【土地利用型作物】 (主要農作物種子の品質向上) ・主要農作物種子の合格率向上割合が105%以上 合格率向上割合 = 目標年度合格率 ÷ 現状合格率 × 100	・事業と対象となる主要農作物種子の合格率向上割合について 120%以上・・・・・・・・・・8ポイント 115%以上・・・・・・・・・・6ポイント 110%以上・・・・・・・・・・4ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が、既に当該県平均値を上回っている場合、当該上回る比率が、 110%以上・・・・・・・・・・4ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント 105%未満・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント

		以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物】(主要農作物種子の需要に応じた生産量の確保) ・主要農作物種子の生産量を5%以上増加	・事業の対象となる主要農作物種子の生産量の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・生産性向上（生産に要する労働時間又は生産コストの削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%未満・・・・・・・・・・1ポイント ・品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該上回る比率が、

		110%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 105%未満・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・2ポイント
生産性向上	【畑作物・地域特産物】(産地の育成) 以下のいずれか1つを選択する。 生産コスト(若しくは物流コスト)を5%以上削減	・生産費(10a当たり費用合計)又は物流コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント

				5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
				上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算
				以下の場合には以下のとおりポイントを加算
				・ 事業実施地区等における現在の 10 a 当たり費用合計が、農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の品目別経営統計又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における 10 a 当たり費用合計に対して
				20 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
				15 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
				10 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
				5 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
				・ 農林水産大臣官房統計部が調査する品目別経営統計及び日本たばこ産業株式会社の調査した生産費調査の対象となっていない作物については、左欄 又は の目標水準を策定することとし、事業対象農産物の労働時間の削減割合について
				25 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
				20 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
				15 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
				10 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
				・ 事業の対象となる農産物の単収の増加割合について
				25 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
				20 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
				15 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
				10 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
				以下の場合には以下のとおりポイントを加算
				・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント

				・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント さらに、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画（特定農産物産地構造改革対策事業実施要領（平成19年2月8日付け生産第7228号農林水産省生産局長通知）第2の（3）のア。以下同じ。）に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして3ポイント加算 ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の品目別経営統計又は日本たばこ
--	--	--	--	---

労働時間を10%以上削減

産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における 10 a 当たり労働時間に対して

- 25%以上短い・・・4ポイント
- 20%以上短い・・・3ポイント
- 15%以上短い・・・2ポイント
- 10%以上短い・・・1ポイント

・農林水産大臣官房統計部が調査する品目別経営統計及び日本たばこ産業株式会社が調査した生産費調査の対象となっていない作物については、左欄又はの目標水準を策定することとし、事業対象農産物の生産費（10 a 当たり費用合計）又は物流コストの削減割合について

- 20%以上・・・4ポイント
- 15%以上・・・3ポイント
- 10%以上・・・2ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

・事業対象農産物の単収増加割合について

- 20%以上・・・4ポイント
- 15%以上・・・3ポイント
- 10%以上・・・2ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・4ポイント

・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・2ポイント

				以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント さらに、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして3ポイント加算 ・事業対象農産物の単収増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、農林水産大臣官房統計部が調査した「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における単収に対して 20%以上高い・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上高い・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・農林水産大臣官房統計部が調査する「作物統計」及び「野菜生産出
--	--	--	--	---

荷統計」並びに日本たばこ産業株式会社が調査する生産費調査の対象となっていない作物については、左欄又はの目標水準を策定することとし、事業対象農産物の生産費（10a当たり費用合計）又は物流コストの削減割合について

20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業対象農産物の労働時間の削減割合について

25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント

- ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷

		した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント さらに、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして3ポイント加算
品質向上	【畑作物・地域特産物】 （高品質・高機能性産品供給型産地の育成） 以下のいずれか1つを選択する。 従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積を5%以上増加	・（従来品種と異なる）高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・左欄 又は の目標水準を策定し、減農薬栽培等、高品質栽培技術に取組む面積の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・（従来品種と異なる）高品質、高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアの増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント

				10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント さらに、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして3ポイント加算
			減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積を10%以上増加	・減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

				上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・左欄 又は の目標水準を策定し、（従来品種と異なる）高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・（従来品種と異なる）高品質、高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアの増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント
--	--	--	--	---

				・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント さらに、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして3ポイント加算
			従来品種と異なる高品質、高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアを10%以上増加	・（従来品種と異なる）高品質、高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアの増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・左欄 又は の目標水準を策定し、（従来品種と異なる）高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・減農薬栽培等、高品質栽培技術に取組む面積の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント

		以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント さらに、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして3ポイント加算
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物】(戦略的地域の育成) 以下のいずれか1つを選択する。 生産数量を5%以上増加	・事業対象農産物の生産数量の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・左欄 又は の目標水準を策定し、事業対象農産物の販売金額の増加割合について

20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント

15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・事業対象農産物の契約取引割合について（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。）

30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント

20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント

- ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント

				・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント さらに、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして3ポイント加算 ・事業対象農産物の販売金額の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・左欄 又は の目標水準を策定し、事業対象農産物の生産数量の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント ・事業対象農産物の契約取引割合について（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。） 30%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
--	--	--	--	---

				以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント さらに、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして3ポイント加算
			全出荷量（又は全作付面積）のうち 契約取引の割合が5%以上	・事業対象農産物の契約取引割合について（葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。） 30%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加

算

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・左欄又はの目標水準を策定し、事業対象農産物の生産数量の増加割合について

20%以上	4ポイント
15%以上	3ポイント
10%以上	2ポイント
5%以上	1ポイント

- ・事業対象農産物の販売金額の増加割合について

20%以上	4ポイント
15%以上	3ポイント
10%以上	2ポイント
5%以上	1ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合

- ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷

		した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント さらに、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして3 ポイント加算
生産性向上	【果樹】(生産性向上) 以下のいずれか1つを選択する。 生産コストを5 %以上削減	・当該品目の生産コストの削減について 20 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・平成14年度から平成18年度までの生産コストの削減割合について 10 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込ま

				れる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 2 ポイント ・当該品目の労働時間の削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・平成14年度から平成18年度までの労働時間の削減割合について 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント
			労働時間を5%以上削減	

		・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
品質向上	【果樹】（品質向上） 以下のいずれか1つを選択する。 全出荷量に占める秀品率割合を5%以上増加	・当該品目の全出荷量に占める秀品率の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・平成14年度から平成18年度までの秀品率の増加割合について 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること・・・・・・・・・・ 2 ポイント

				以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 高品質品種の栽培面積を 5 % 以上増加 ・ 高品質品種の栽培面積の増加割合について 2 0 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1 5 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1 0 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 平成 1 4 年度から平成 1 8 年度までの高品質品種の栽培面積の増加割合について 1 0 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント
--	--	--	--	--

		5 %以上 1 ポイント ・ 果樹産地構造改革計画を策定していること 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 4 ポイント ・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 4 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 2 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【果樹】(需要に応じた生産量の確保) 以下のいずれか 1 つを選択する。 全出荷量 (又は全栽培面積) のうち 5 % 以上を契約取引	・ 当該品目の全出荷量 (又は全栽培面積) のうちの契約取引の増加割合について 3 0 % 以上 8 ポイント 2 0 % 以上 6 ポイント 1 0 % 以上 4 ポイント 5 % 以上 2 ポイント

				上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・平成 14 年度から平成 18 年度までの契約取引の増加割合について 10 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 2 ポイント
			販売単価を 5 % 以上増加	・当該品目の販売単価の増加割合について 20 %以上 8 ポイント

15%以上	6ポイント
10%以上	4ポイント
5%以上	2ポイント

上記ポイントに加え、
又は
のいずれかによりポイントを加算

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- 平成14年度から平成18年度までの販売単価の増加割合について

10%以上	2ポイント
5%以上	1ポイント
- 果樹産地構造改革計画を策定していること
2ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合
4ポイント
- 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合
2ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
4ポイント
- 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
2ポイント

全出荷量のうち内部品質に応じて出荷する割合が50%以上

・当該品目の全出荷量のうちの内部品質に応じて出荷する割合について

80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント
70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント
60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

上記ポイントに加え、
又は
のいずれかによりポイントを加算

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・平成14年度から平成18年度における共同選果による出荷割合の平均について

50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・果樹産地構造改革計画を策定していること・・・・・・・・・・2ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント

・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し

		た取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【野菜】(低コスト化) ・生産・流通コスト又は10a 当たり労働時間を5%以上削減	・当該品目の生産・流通コスト又は10a 当たり労働時間の削減について 31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1)事業実施主体として、以下の から のうち、3つ全てに該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、1つに該当する場合は2ポイントを加算。 現状の当該品目の10a 当たり労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値以下、又は10a 当たり収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。) (2)以下の場合には以下のとおりポイントを加算

		・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント (3) 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
品質向上	【野菜】(高付加価値化) ・全出荷量 (又は全作付面積) のうち 高品質化割合が 3 0 % 以上	・当該品目の高品質化割合について 9 1 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 1 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 1 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 0 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント (事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること) ・上記に加え、(1) (2) 又は (3) のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 4 ポイント、2 つに該当する場合は 3 ポイント、1 つに該当する場合は 2 ポイントを加算。

		現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること （１日５皿分（３５０ｇ）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る） （２）以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・４ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・２ポイント （３）以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・４ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・２ポイント
需要に応じ	【野菜】（契約取引の推進）	

		た生産量の確保	・全出荷量（又は全作付面積）のうち契約取引の割合が5%以上	・当該品目の契約取引割合について 3 1%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2 1%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1 1%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ・上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から のうち、3つ全てに該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、1つに該当する場合は2ポイントを加算。 - 現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る） - 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること - 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日5皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る） (2) 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント (3) 以下の場合には以下のとおりポイントを加算
--	--	---------	---	--

		・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
生産性向上	【花き】(低コスト生産) ・担い手の10a当たり労働時間又は生産・流通コストを5%以上削減。 (ただし、単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本・1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コストを5%以上削減)	・当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コストの削減割合について(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本・1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コストの削減割合について) 30%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コスト(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本・1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コスト)が経営指標の目標値に対して 100%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 120%以下・・・・・・・・・・2ポイント 130%以下・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確

		実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
品質向上	【花き】(高級花き等の生産(品質向上)) ・全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化に取組む割合が30%以上	・当該品目の全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化取組割合について 90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施年度以前の直近5カ年間に於いて、事業実施地区が出荷している主要市場における当該品目の卸売価格が当該市場の平均価格に対して 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント

					100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント	
					以下の場合には以下のとおりポイントを加算	
				・	全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	
				・	全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
					以下の場合には以下のとおりポイントを加算	
				・	事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	
				・	事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
			・	日持ちの良い花き供給に有効なバケツト流通に取り組む場合は、当該品目の全出荷量のうち20%以上バケツト流通に取り組む。	・	当該品目の全出荷量のうちバケツト流通の割合について 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
					上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算	

		以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区の当該品目のバケツ流通割合がバケツ流通の全国値に対して 110%以上・・・・・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・・・・・3ポイント 90%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
需要に応じた生産量の確保	【花き】(高級花き等生産(需要に応じた生産量の確保)) ・全出荷量に占めるオリジナル品種の割合を5%以上向上	・当該品目の全出荷量に占めるオリジナル品種の割合の増加割合について

30%以上	8ポイント
20%以上	6ポイント
10%以上	4ポイント
5%以上	2ポイント

上記ポイントに加え、
又は のいずれかによりポイントを加算

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施地区における当該品目の作付面積に占めるオリジナル品種の占有率について

30%以上	4ポイント
20%以上	3ポイント
10%以上	2ポイント
5%以上	1ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合

- ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷

		した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【地産地消】 ・事業実施主体が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を 5 % 以上増加	・事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の増加割合について 20 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、　、　又は　のいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 20 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した

		取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【農畜産物販路拡大】 海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を 6 0 % 以上増加	・海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 9 0 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8 0 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7 0 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 0 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・輸出継続年数について 5 年以上継続・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 年以上継続・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 年以上継続・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 年以上継続・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント

既に6年以上継続して農畜産物の輸出に取り組んでいる場合にあっては、海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る輸出量又は出荷額を20%以上増加

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
- ・海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について
50%以上・・・・・・・・・・8ポイント
40%以上・・・・・・・・・・6ポイント
30%以上・・・・・・・・・・4ポイント
20%以上・・・・・・・・・・2ポイント

上記ポイントに加え、
又は
のいずれかによりポイントを加算

輸出継続年数について

- 10年以上継続・・・・・・・・・・4ポイント
- 9年以上継続・・・・・・・・・・3ポイント
- 8年以上継続・・・・・・・・・・2ポイント
- 7年以上継続・・・・・・・・・・1ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント
- ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業

		実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性の向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】 （甘味資源作物） 以下のいずれか1つを選択する 生産コスト（若しくは物流コスト）を5%以上削減 労働時間を10%以上削減 単収を5%増加	・生産費（10a 当たり費用合計）又は物流コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業対象農産物の単収増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント

				10%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
				5%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれか1つを選択し以下の
とおりポイントを加算

事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、農林水産
大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における10a当
たり費用合計に対して

				20%以上低い・・・・・・・・・・・・4ポイント
				15%以上低い・・・・・・・・・・・・3ポイント
				10%以上低い・・・・・・・・・・・・2ポイント
				5%以上低い・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、農林水産
大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における10a当
たり労働時間に対して

				25%以上短い・・・・・・・・・・・・4ポイント
				20%以上短い・・・・・・・・・・・・3ポイント
				15%以上短い・・・・・・・・・・・・2ポイント
				10%以上短い・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、農林水産大臣
官房統計部が調査した「作物統計」における単収に対して

				20%以上高い・・・・・・・・・・・・4ポイント
				15%以上高い・・・・・・・・・・・・3ポイント
				10%以上高い・・・・・・・・・・・・2ポイント
				5%以上高い・・・・・・・・・・・・1ポイント

てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施
面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して

				20%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント
				15%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント
				10%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント
				5%以上・・・・・・・・・・・・1ポイント

				さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合について 70%以上・・・4ポイント 65%以上・・・3ポイント 60%以上・・・2ポイント 55%以上・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・2ポイント さらに、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3ポイント加算
			(でん粉原料用いも)	

			以下のいずれか1つを選択する 生産コスト（若しくは物流コスト） を5%以上削減 労働時間を10%以上削減 単収を5%以上増加 処理加工施設の生産コストを2.5%以上削減	・生産費（10a当たり費用合計）又は物流コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ・事業対象農産物の単収増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ・コストの削減割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれか1つを選択し以下のとおりポイントを加算 事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における10a当たり費用合計に対して 20%以上低い・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上低い・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上低い・・・・・・・・・・2ポイント
--	--	--	--	--

				5 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
				事業実施地区等における現在の 1 0 a 当たり労働時間が農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における 1 0 a 当たり労働時間に対して
				2 5 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
				2 0 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
				1 5 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
				1 0 %以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
				事業実施地区等における現在の 1 0 a 当たり単収が農林水産大臣官房統計部が調査した各作物の生産費統計における 1 0 a 当たり単収に対して
				2 0 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
				1 5 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
				1 0 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
				5 %以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
				事業実施地区等における現在のでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について
				7 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
				7 0 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
				6 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
				6 0 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
				以下の場合には以下のとおりポイントを加算
				・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント
				・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込ま

			れる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント さらに、でん粉原料用いも産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3 ポイント加算
	品質向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】 (甘味資源作物) 従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積を 5 % 以上増加 減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積を 1 0 % 以上増加	・(従来品種と異なる)高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合について 2 0 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1 5 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1 0 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積の増加割合について 2 5 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2 0 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1 5 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 0 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント

				上記ポイントに加え、 から までのいずれによりポイントを加算 てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施 面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の 実施面積割合について 70%以上・・・・・・・・・・4ポイント 65%以上・・・・・・・・・・3ポイント 60%以上・・・・・・・・・・2ポイント 55%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践して いる場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成 しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確 実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事 業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業 実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込ま れる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷
--	--	--	--	---

				した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント さらに、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3 ポイント加算
			(でん粉原料用いも) ・従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積を 5 % 以上増加	・(従来品種と異なる) 高品質、高機能性品種の作付面積の増加割合について 2 0 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1 5 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1 0 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現在のでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について 7 5 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 0 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 6 0 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント

		以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント さらに、でん粉原料用いも産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3 ポイント加算
需要に応じた生産量の確保	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】 (甘味資源作物) ・甘味資源作物の需給動向に即して、当該作物又は転換作物(他用途利用向けのものを含む。)の生産数量を5 %以上増加	・事業対象農産物の生産数量の増加割合について 20 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して 20 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合について 70 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント

				65%以上・・・・・・・・・・3ポイント 60%以上・・・・・・・・・・2ポイント 55%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント さらに、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、3ポイント加算
		(でん粉原料用いも)	・でん粉原料用いもの需給動向に即して、当該作物又は転換作物(他用途利用向けのものを含む)の生産数量を5%以上増加	・事業対象農産物の生産数量の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント

					5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント
				上記ポイントに加え、	又は のいずれかによりポイントを加算
				事業実施地区等における現在の	でん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について
				7 5 %以上・・・・・・・・・・	4 ポイント
				7 0 %以上・・・・・・・・・・	3 ポイント
				6 5 %以上・・・・・・・・・・	2 ポイント
				6 0 %以上・・・・・・・・・・	1 ポイント
				以下の場合には以下のとおりポイントを加算	
				・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・	4 ポイント
				・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・	2 ポイント
				以下の場合には以下のとおりポイントを加算	
				・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・	4 ポイント
				・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・	2 ポイント
				さらに、でん粉原料用いも産地の再編整備に資する計画に即した取	

		組は緊急性ポイントとして、3ポイント加算
農畜産業の 環境保全	【環境保全】 販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者の割合を増加 ただし、目標年度において、販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者が10%以上を占めていること。	- 事業実施地区における販売農家に対する環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 平成14年度から平成18年度において、事業実施地区における販売農家に対する環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 - 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント - 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 - 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出

		荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 2 ポイント ・小規模公害防除の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ポイント
農畜産業の 環境保全	【各作物共通】(農業廃棄物の再生処理) ・農業廃棄物の再生処理率が40%以上	・事業実施地区で発生する農業廃棄物の再生処理率について 55%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区において、10a当たりの農業廃棄物の排出量抑制率の3調査年平均値が、 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事

		業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【各作物共通】 (風、霜等による農作物被害の防止) ・風・霜等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60%以上	・風、霜等による被害が軽減される面積の事業実施地区全体に占める割合について 90%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 (果樹) 単収の被害発生時と比較した増加割合について 100%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント (花き・野菜)

単収の増加割合が被害発生時に対して

- 50%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント
- 30%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント
- 15%向上・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 5%向上・・・・・・・・・・・・・1ポイント

(畑作物・地域特産物)

対象農産物の単収増加の目標水準を策定し、被害発生時の単収に対して

- 20%以上高い・・・・・・・・・・・・・4ポイント
- 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・3ポイント
- 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・1ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント
- ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・2ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・4ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中

		の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【各作物共通】 (病害虫による農作物被害の防止) ・対象病害虫の新規発生率が10%未満	・対象病害虫の新規発生率について 2.5%未満・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%未満・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7.5%未満・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10.0%未満・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 (畑作物・地域特産物・野菜・果樹) 事業実施地区等における現状の10a当たり単収が、「作物統計」、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」又は「特産果樹生産動向等調査」における単収に対して 20%以上高い・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上高い・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した

		取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【鳥獣害防止】 (鳥獣等による農作物被害の防止) ・対象とする鳥獣等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60%以上	・対象とする鳥獣等による被害が軽減される面積の事業実施地区全体に占める割合について 90%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 現状の事業実施地区において、協議会、研修会、啓発活動、生息分布調査、先進的技術の導入、狩猟免許取得者の有無、追い払い隊などの体制が整備されており、体制整備数について 4体制以上が整備・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3体制が整備・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2体制が整備・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1体制が整備・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント

		・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 (共同利用畜舎の整備) いずれか 1 つを選択する。 労働時間を 1 0 % 以上削減	・受益農家の労働時間の現況値に対する目標値の削減割合について 2 5 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2 0 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1 5 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 0 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、(ア)(イ)それぞれについてポイントを加算 (ア) 直近 3 年間の当該地区の労働時間の平均値について - 直近 3 年間の全国平均値の 9 0 % 以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント - 直近 3 年間の全国平均値の 9 0 % を超える場合であって、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の 9 0 % 以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント (イ) 直近 3 年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割

				合について 受益頭数の占める割合が50%以上・・・・・・・・・・2ポイント 受益頭数の占める割合が25%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
			生産コストを5%以上削減	・受益農家の生産コストの現況値に対する目標値の削減割合について 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、　、　又は　のいずれかによりポイントを加

				算。 以下の条件を満たす場合、(ア)(イ)それぞれについてポイントを加 (ア) 直近3年間の当該地区の生産コストの平均値について 直近3年間の全国平均値の90%以下・・・・・・2ポイント 直近3年間の全国平均値の90%を超える場合であって、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下・・・・・・1ポイント (イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について 受益頭数の占める割合が50%以上・・・・・・2ポイント 受益頭数の占める割合が25%以上・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・2ポイント
--	--	--	--	---

		生産性向上 【畜産生産基盤育成強化】 (離農跡地等の経営継承) (新規就農の場合) 家畜飼養頭数又は農用地面積が、それぞれ地域の平均値の70%以上	・経営規模(家畜飼養頭数又は農用地面積)について、地域の平均値の70%に対する割合について 160%以上・・・・・・・・・・8ポイント 140%以上・・・・・・・・・・6ポイント 120%以上・・・・・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、(ア)(イ)それぞれについてポイントを加算 (ア)現状の地域の平均値(家畜飼養頭数又は農用地面積)が平成16年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 全国平均値以上の場合・・・・・・・・・・3ポイント 全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合 ・・・・・・・・・・2ポイント 全国平均値には満たないが都道府県平均値の110%以上の場合 ・・・・・・・・・・1ポイント (イ)事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・・・・・・・・4ポイント 新規就農促進のための計画を策定しているか、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成
--	--	--	--

	(規模拡大の場合) 家畜飼養頭数又は農用地面積が、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上	しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・農業振興地域の整備に関する法律第 8 条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模に対する家畜飼養頭数又は農用地面積の割合について 1 6 0 % 以上 8 ポイント 1 4 0 % 以上 6 ポイント 1 2 0 % 以上 4 ポイント 1 0 0 % 以上 2 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が平成 1 7 年度の全国平均値を越えている場合は、獲得した目標ポイントの 1 / 2 のポイントを加算
--	--	---

		以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 (研修施設の整備) ・下記の研修項目のうち3項目以上実施すること。 家畜飼養管理に関する知識の習得 家畜飼養管理に関する実習 草地、放牧地管理及び牧草収穫に関する知識の習得 草地、放牧地管理及び牧草収穫に関する実習 農業経営に関する知識の習得 農業機械に関する実習 大型特殊免許取得 家畜人工授精師免許取得 家畜受精卵移植師免許取得 その他新規就農に必要な項目	・ガイドラインにおける研修項目のうち左記に該当する項目数について 9項目以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7項目以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5項目以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3項目以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント - 上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算 ・現状の地域における研修対象畜種の農業算出額の割合が、平成16年の地域の農業算出額の割合に対して 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【畜産生産基盤育成強化】 (畜産物販売加工施設の整備) ・加工した製品量が原料換算で、乳製品なら生乳として年間1.0t以上	・加工製品量(原料換算)について

				○乳製品の場合 10.0 t 以上 / 年 8 ポイント 7.5 t 以上 / 年 6 ポイント 5.0 t 以上 / 年 4 ポイント 1.0 t 以上 / 年 2 ポイント
			牛肉又はその他の大家畜の肉製品 なら枝肉として年間0.1 t 以上	○牛肉又はその他の大家畜の肉製品の場合 1.00 t 以上 / 年 8 ポイント 0.75 t 以上 / 年 6 ポイント 0.50 t 以上 / 年 4 ポイント 0.10 t 以上 / 年 2 ポイント
			豚肉又はその他の中小家畜若しくは 家きんの肉製品なら枝肉として年 間0.5 t 以上 となること。	○豚肉又はその他の中小家畜若しくは家きんの肉製品の場合 5.0 t 以上 / 年 8 ポイント 2.0 t 以上 / 年 6 ポイント 1.0 t 以上 / 年 4 ポイント 0.5 t 以上 / 年 2 ポイント 上記のポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを 加算する。 当該事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、当該販売加工 施設に仕向ける割合について 50% 以上 4 ポイント 35% 以上 3 ポイント 20% 以上 2 ポイント 5% 以上 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践して いる場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成 しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確 実と見込まれる場合 4 ポイント

		・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 (ヘルパー組合等の統合) ・作業受託件数(作業受託年間のべ日数)を5%以上増加、又は受託金額の単価を2.5%以上低減	・作業受託件数の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・作業の受託単価の低減割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【飼料増産】 いずれか1つを選択する。	・左記の から のうち選択した項目の増加割合又は削減割合につい

			飼料作付面積を 1 % 以上増加 飼料自給率を 1 % 以上増加 飼料生産コストを 1 % 以上削減 受益面積を 1 % 以上増加 単収を 1 % 以上増加 受託面積を 1 % 以上増加	て 1 0 % 以上 8 ポイント 5 % 以上 6 ポイント 3 % 以上 4 ポイント 1 % 以上 2 ポイント 上記ポイントに加え、 から のいずれかによりポイントを加算 1 頭当たり飼料作付面積の都道府県平均値に対して 1 0 % 以上多い 4 ポイント 5 % 以上多い 3 ポイント 3 % 以上多い 2 ポイント 1 % 以上多い 1 ポイント 達成すべき成果目標基準の欄の の飼料自給率 1 % 以上増加以外の 成果目標基準を選択した場合、以下の取組事例を選択すること が できることとし、地域の直近 1 年の飼料自給率に対して 5 % 以上 4 ポイント 2 % 以上 3 ポイント 1 % 以上 2 ポイント 0 . 5 % 以上 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践して いる場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成 しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確 実と見込まれる場合 4 ポイント ・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事 業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業 実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込ま れる場合 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した
--	--	--	---	--

		取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】(肉用牛) ・肉用牛検定施設 いずれか 1 つを選択する。 検定成績 現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑 (B M S N o .) の検定成績の向上率の平均が 1 % 以上、又は間接検定の 1 日平均増体量及び脂肪交雑 (B M S N o .) の検定成績の向上率の平均が 1 % 以上	検定成績 ・現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑 (B M S N o .) の検定成績の向上率の平均、又は間接検定の 1 日平均増体量及び脂肪交雑 (B M S N o .) の検定成績の向上率の平均について 4 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 平成 1 4 年度から平成 1 6 年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑 (B M S N o .) の検定成績をそれぞれ平成 1 4 年度から平成 1 6 年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の 1 日平均増体量及び脂肪交雑 (B M S N o .) の検定成績をそれぞれ平成 1 4 年度から平成 1 6 年度までの全国平均と比較した場合の平均が 4 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

				以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
			育種価(の算出が不可能な場合) 日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑 (B M S N o .) における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均が 2 % 以上	育種価 ・日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑 (B M S N o .) における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均について 5 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算

				平成 1 4 年度から平成 1 6 年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績をそれぞれ平成 1 4 年度から平成 1 6 年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の 1 日平均増体量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績をそれぞれ平成 1 4 年度から平成 1 6 年度までの全国平均と比較した場合の平均が 4 % 以上 4 ポイント 3 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 2 ポイント 1 % 以上 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 4 ポイント ・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 4 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 2 ポイント
			・ 和牛受精卵供給施設	・ 直近年度の肉用種受精卵の乳用種への移植頭数の増加数について

			肉用種受精卵の乳用種への移植頭数を40頭以上増加 70頭以上/年・・・8ポイント 60頭以上/年・・・6ポイント 50頭以上/年・・・4ポイント 40頭以上/年・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 直近年度の肉用種受精卵の乳用種への移植頭数が 70頭以上/年・・・4ポイント 60頭以上/年・・・3ポイント 50頭以上/年・・・2ポイント 40頭以上/年・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
--	--	--	--

	生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】(豚) 能力(1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価)を0.5%以上向上	・能力(1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価)の向上割合について 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して 2.0%以上高い・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し
--	----------------------------------	---	--

【家畜改良増殖】(豚)
いずれか1つを選択する。
飼養頭数を5%以上増加
生産量を5%以上増加

た取組を進める場合・・・4ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・当該銘柄の飼養頭数の増加割合、又は生産量の増加割合について
20%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
10%以上・・・4ポイント
5%以上・・・2ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算

当該銘柄の飼養頭数又は生産量について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の平均値に対して

20%以上多い・・・4ポイント
15%以上多い・・・3ポイント
10%以上多い・・・2ポイント
5%以上多い・・・1ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・4ポイント

・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・2ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

		・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】(馬) いずれか1つを選択する。 飼養頭数を5%以上増加 生産量を5%以上増加 生産技術(生産率)を5%以上向上	・飼養頭数の増加割合、又は生産量の増加割合、又は生産技術(生産率)の向上割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント - 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して 20%以上高い・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上高い・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事

		業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【家畜改良増殖】(鶏) いずれか1つを選択する。 能力(年間産卵量、飼料要求率、49日齢時体重等)を0.5%以上向上	・能力(年間産卵量、飼料要求率、49日齢時体重等)の向上割合について 2.0%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して 2.0%以上高い・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.5%以上高い・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上高い・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.5%以上高い・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践して

		いる場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】(鶏) いずれか1つを選択する。 当該銘柄の飼養羽数を5%以上増加 当該銘柄の生産量を5%以上増加	・ 当該銘柄の飼養羽数の増加割合、又は生産量の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の飼養羽数又は生産量について都道府県が独自に設定した値に対して 20%以上多い・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上多い・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】(特用家畜) いずれか1つを選択する。 当該家畜の飼養頭羽数を5%以上増加 当該家畜の生産量を5%以上増加	・当該家畜の飼養頭羽数の増加割合、又は生産量の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値(ただし、全国平均値がない場合は、都道

		府県で独自に設定) に対して 20%以上多い・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上多い・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上多い・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
生産性向上	【畜産新技術】 (クローン技術・DNA解析技術) いずれか1つを選択する。 (クローン技術) ・クローン技術を利用した効率的な	・クローン技術を利用した効率的な育種改良手法を検証するため、ク

				育種改良手法を検証するため、クローン牛の作成を行った候補種雄牛の頭数を1頭以上増加	ローンの作成を行った候補種雄牛頭数の増加数について 4頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 3頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 2頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 1頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、　、　又は　のいずれかによりポイントを加算 1 機関当たりのクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の検証を実施した候補種雄牛の頭数が直近3年間の全国平均値に対して 4頭以上多い・・・・・・・・・・4ポイント 3頭以上多い・・・・・・・・・・3ポイント 2頭以上多い・・・・・・・・・・2ポイント 1頭以上多い・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷
--	--	--	--	--	---

				した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
			(DNA 解析技術) ・ 育種改良を目的に DNA 解析を行った家畜の頭数を 5 % 以上増加	・ 育種改良を目的に DNA 解析を行った家畜の頭数の増加割合について 20 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算 1 機関当たりの DNA 解析頭数が直近 3 年間の全国平均値に対して 40 % 以上多い・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30 % 以上多い・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20 % 以上多い・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10 % 以上多い・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し

		た取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【畜産新技術】 (性判別受精卵移植技術) ・性判別受精卵の移植を行った家畜の頭数を 5 % 以上増加	・性判別受精卵の移植を行った家畜の頭数の増加割合について 20 % 以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15 % 以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10 % 以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 1 機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近 3 年間の全国平均値に対して 20 % 以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15 % 以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10 % 以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 % 以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込ま

		れる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【食肉等流通体制整備】(産地食肉センター) いずれか1つを選択する。 ・と畜頭数又は部分肉処理頭数を増加 ただし、1日当たりの処理能力を概ね1,400頭以上(豚換算) ・BES規制に対応した整備を実施	・と畜頭数又は部分肉処理頭数の増加割合について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・BSE規制に係る整備・・・・・・・・・・ 8 ポイント 上記ポイントに加え、次の、又はによりポイントを加算 事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理能力) 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント BSE規制に係る整備の場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント

生産性向上	【食肉等流通体制整備】(食鳥処理施設) ・食鳥処理施設の年間処理羽数の増加 ただし、1年間の処理能力をプロイラーの場合おおむね600万羽以上、成鶏の場合おおむね200万羽以上	・処理羽数の増加数について 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%未満・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、次の又はによりポイントを加算 事業を実施する食鳥処理施設の年間処理羽数 (プロイラーの場合) 660万羽以上・・・・・・・・・・4ポイント 600万羽以上・・・・・・・・・・3ポイント 540万羽以上・・・・・・・・・・2ポイント 480万羽以上・・・・・・・・・・1ポイント (成鶏の場合) 220万羽以上・・・・・・・・・・4ポイント 200万羽以上・・・・・・・・・・3ポイント 180万羽以上・・・・・・・・・・2ポイント 160万羽以上・・・・・・・・・・1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・4ポイント
生産性向上	【食肉等流通体制整備】(鶏卵処理施設) ・1日当たり鶏卵処理量の増加 ただし、1日当たりの鶏卵処理量をおおむね13トン以上	・鶏卵処理量の増加について 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%未満・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、次の又はによりポイントを加算 事業を実施する鶏卵処理施設の1日当たりの処理量 26トン以上・・・・・・・・・・4ポイント

		20トン以上・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 13トン以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
生産性向上	【食肉等流通体制整備】(家畜市場の整備) ・家畜市場の年間の家畜取引頭数の増加 ただし、1年間の家畜取引頭数を概ね10,000頭(牛換算)以上	・家畜取引頭数の増加数について 10%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1%未満・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、次の又はによりポイントを加算 事業を実施する家畜市場の年間取引頭数 20千頭以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15千頭以上・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10千頭以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 8千頭以上・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
生産性向上	【耕種作物活用型飼料増産】 いずれか1つを選択する。 飼料作付面積を1%以上増加 飼料自給率を1%以上増加 飼料生産コストを1%以上削減 受益面積を1%以上増加 単収を1%以上増加	・以下のいずれかについて 飼料作付面積の増加割合 飼料自給率の増加割合 飼料生産コストの削減割合 受益面積の増加割合 単収の増加割合 10%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント

1 %以上 2 ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算

1 戸当たりの水田における飼料作付面積の都道府県平均値に対して

1 0 %以上多い 4 ポイント

5 %以上多い 3 ポイント

3 %以上多い 2 ポイント

1 %以上多い 1 ポイント

達成すべき成果目標基準の欄の の飼料自給率 1 %以上増加以外の成果目標基準を選択した場合、以下の取組事例を選択することができることとし、

地域の直近 1 年の飼料自給率に対して

5 %以上 4 ポイント

2 %以上 3 ポイント

1 %以上 2 ポイント

0 . 5 %以上 1 ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 4 ポイント

- ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 2 ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し

		た取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】 (土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜) ・いずれか1つを選択する。 生産コストを5%以上削減 作付面積を5%以上増加 受託面積を5%以上増加 受益面積を5%以上増加	・対象作物の 10a 当たり費用の削減割合 作付面積の増加割合 農作業受託面積の増加割合 受益面積の増加割合 のいずれかの割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、(1) (2) 又は (3) のいずれかによりポイントを加算 (1) 上記の ~ にそれぞれ対応した以下の割合について 各作物ごとの10a 当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近5カ年において事業実施地区における農作業受託面積の増加割合 直近5カ年における事業実施地区における受益面積の増加割合 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント

				5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (2) 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント (3) 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
			(飼料作物) ・いずれか 1 つを選択する。 - 飼料作付面積を 1 % 以上増加 - 飼料自給率を 1 % 以上増加 - 飼料生産コストを 1 % 以上削減 - 受託面積を 1 % 以上増加 - 受益面積を 1 % 以上増加 - 単収を 1 % 以上増加	・以下のいずれかの割合について - 飼料作付面積の増加割合 - 飼料自給率の増加割合 1 0 a 当たり費用の削減割合 - 農作業受託面積の増加割合 - 受益面積の増加割合 1 0 a 当たり収量の増加割合 1 0 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント

3 %以上 4 ポイント

1 %以上 2 ポイント

上記ポイントに加え、(1) (2) 又は (3) のいずれかによりポイントを加算

(1) 上記の ~ にそれぞれ対応した以下の割合について

直近 5 カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合

直近 5 カ年において事業実施地区における農作業受託面積の増加割合

直近 5 カ年における事業実施地区における受益面積の増加割合

、 、 飼料自給率、飼料生産 1 0 a 当たり費用、飼料作物 1 0 a 当たり収量のそれぞれの全国平均値に対する割合

1 0 %以上 4 ポイント

5 %以上 3 ポイント

3 %以上 2 ポイント

1 %以上 1 ポイント

(2) 以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 4 ポイント

・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合 2 ポイント

(3) 以下の場合には以下のとおりポイントを加算

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 4 ポイント

			・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
輸入急増農産物における産地構造改革の推進	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・畳表】 いずれか1つを選択する。 いぐさの生産数量を維持	・いぐさ生産数量について 1 0 %以上増加・・・・・・・・・・8ポイント 5 %以上増加・・・・・・・・・・6ポイント 5 %未満の増加・・・・・・・・・・4ポイント - 維持・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、　、　又は　のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現在の作付面積を過去3年間のいずれかの作付面積と比較して - 全ての年の面積を上回っている・・・・・・・・・・4ポイント 2つの年の面積を上回っている・・・・・・・・・・3ポイント 1つの年の面積を上回っている・・・・・・・・・・2ポイント - 全て同じ面積となっている・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算

				・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、3ポイントを加算
			産地全体において、優良新品種の普及面積割合50%を目指す。	・優良新品種の普及面積割合について 50%以上・・・・・・・・・・8ポイント 45%以上・・・・・・・・・・6ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現在の優良新品種の作付面積割合について 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 25%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事

			業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、3 ポイントを加算
		【輸入急増野菜】(低コスト化) ・生産・流通コスト又は10a 当たり労働時間を5%以上削減	・当該品目の生産・流通コスト又は10a 当たり労働時間の削減割合について 31%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ以上に該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、1つに該当する場合は2ポイントを加算 - 現状の当該品目の10a 当たり労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値以下、又は10a 当

				たり収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 当該品目の全出荷量のうち１％又は７，５００ケース以上を加工・業務用に出荷している実績があること 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（１日５皿分（３５０ｇ）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。） （２）以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ポイント （３）以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ポイント
--	--	--	--	---

				・ さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、3ポイントを加算
			【輸入急増野菜】(契約取引の推進) ・ 全出荷量 (又は全作付面積) のうち 契約取引割合が 5 % 以上	・ 当該品目の契約取引割合について 3 1 % 以上 8 ポイント 2 1 % 以上 6 ポイント 1 1 % 以上 4 ポイント 5 % 以上 2 ポイント ・ 上記に加え、(1) (2) 又は (3) のいずれかによりポイントを加算。 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ以上に該当する場合は 4 ポイント、2 つに該当する場合は 3 ポイント、1 つに該当する場合は 2 ポイントを加算 - 現状の当該品目の 1 戸当たり販売量 (又は作付面積) が「品目別経営統計 (野菜・果樹品目別統計) 」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること (統計値がある品目に限る。) - 当該品目の全出荷量のうち 1 % 又は 7 , 5 0 0 ケース以上を加工・業務用に出荷している実績があること - 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること - 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること (1 日 5 皿分 (3 5 0 g) 以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。) 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確

				実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・ さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、3 ポイントを加算
			【輸入急増野菜】(高付加価値化) ・ 全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化割合が30%以上	・ 当該品目の高品質化割合について 91%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 71%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 51%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント (事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること) ・ 上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算。 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ以上に該当する場合は4ポイント、2つに該当する場合は3ポイント、

				1 つに該当する場合は 2 ポイントを加算 現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること 当該品目の全出荷量のうち 1 % 又は 7 , 5 0 0 ケース以上を加工・業務用に出荷している実績があること 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（ 1 日 5 皿分（ 3 5 0 g ）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。） （ 2 ）以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント （ 3 ）以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
--	--	--	--	--

			・さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、3ポイントを加算
飼料基盤活 用の促進	生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 ・飼料自給率を5%以上増加	・飼料自給率の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 飼料自給率の直近単年度の全国平均値に対して 25%以上高い・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者（強い農業づくり交付金実施要領別記 の第3の2の（2）に定める複数人の農業者をいう。以下同じ。）が取得した知的財産権を活用した取組を進

		める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 ・飼養頭数（公共牧場は利用頭数）を1%以上増加	・飼養頭数（公共牧場は利用頭数）の増加割合について 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 飼料自給率の直近単年度の全国平均値に対して 25%以上高い・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込ま

		れる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 ・不作付地、耕作放棄地、野草地等未利用地を 1 h a 以上活用	・不作付地、耕作放棄地、野草地等未利用地の活用面積について 5 h a 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 h a 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 h a 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 h a 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 飼料自給率の直近単年度の全国平均値に対して 2 5 % 以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 5 % 以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 0 % 以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 % 以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確

		実と見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・ 事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 ・ 良質なたい肥の農地還元に取り組む農業者の割合が30%以上	・ 良質なたい肥の農地還元に取り組む農業者の割合について 70%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 飼料自給率の直近単年度の全国平均値に対して 25%以上高い・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

				以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2ポイント
経営力の強化	認定農業者等担い手育成の推進	担い手の育成・確保	【経営構造対策】 以下に掲げる1又は2（担い手育成緊急地域の場合は3又は4）の基準を満たしていること	達成すべき成果目標の基準の欄の1及び2（担い手育成緊急地域の場合は3及び4）のそれぞれのポイントの合計 地区選択目標ポイント 地域が自主的に食料・農業・農村基本計画に即した地区選択目標を設定している場合には、1項目につき3ポイントを加算（加算の上限は6ポイントまで）
			1 認定農業者の育成 認定農業者数が現在に比べ50%	・認定農業者数の増加率について 75%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント

		以上増加又は当該市町村の過去 5 年間の認定農業者の増加率以上 5 0 % 以上 7 5 % 未満 6 ポイント 2 5 % 以上 5 0 % 未満 4 ポイント 2 5 % 未満又は皆増 2 ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には 4 ポイントを加算 a 主業農家数に占める目標時の認定農業者数の割合が、現状における当該都道府県の主業農家数に占める認定農業者数の割合以上となる場合 b 計画時から目標年度までの間の認定農業数の増加率が当該市町村における過去 5 カ年間の増加率以上の場合(皆増の場合も含む。)
	2 担い手への農地の利用集積 担い手農地利用集積率が 6 0 % 以上に達する又は現状より 1 0 ポイント以上増加	・担い手農地利用集積率の増加について 1 5 ポイント以上 8 ポイント 1 0 ポイント以上 1 5 ポイント未満 6 ポイント 5 ポイント以上 1 0 ポイント未満の増加 4 ポイント 5 ポイント未満 2 ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には 4 ポイントを加算 a 目標とする担い手農地利用集積率が当該都道府県の担い手農地利用集積率の現状値を上回る場合 b 担い手農地利用集積率の目標値が 6 0 % 以上の場合 c 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね 2 h a (中山間地域等にあつては、おおむね 1 h a) 以上の連担地の形成がなされた面積の割合が 5 ポイント以上増加する目標を設定する場合
	(担い手育成緊急地域の場合)	
	3 認定農業者等の育成 認定農業者数が現在に比べ 1 名以上増加、農業生産法人を 1 組織以上	・認定農業者等の増加について 認定農業者数が 4 名以上増加 8 ポイント 農業生産法人を 1 法人以上設立 8 ポイント

	設立又は20ha（中山間地域等にあつては、10ha）以上の農業経営の規模を有する特定農業団体を1組織以上設立	特定農業団体を1組織以上設立・・・・・・・・・・8ポイント 認定農業者数が3名増加・・・・・・・・・・6ポイント 認定農業者数が2名増加・・・・・・・・・・4ポイント 認定農業者数が1名増加・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 目標年度までに法人化する計画を有する特定農業団体を設立する場合 （注）特定農業団体については、20ha（中山間地域等にあつては、10ha）以上の農業経営の規模を有するものに限る。
	4 担い手への農地の利用集積 担い手農地利用集積率が30%以上に達する又は現状より5ポイント以上増加	・ 担い手農地利用集積率の増加について 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上7.5ポイント未満・・・・・・・・6ポイント 2.5ポイント以上5ポイント未満・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント未満・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算 ・ 担い手農地利用集積率の目標値が30%以上の場合 ・ 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね1ha（中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha）以上の連担地の形成がなされた面積の割合が2.5ポイント以上増加する目標を設定する場合
	【集落営農育成・確保緊急整備支援】 以下に掲げる1から3のいずれかの基準を満たしていること	達成すべき成果目標基準の欄の1から3のポイントの合計
	1 集落営農の組織化 集落営農組織を1組織以上設立、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上	・ 集落営農の組織化について 集落営農組織を1組織以上設立する場合、4ポイント加算 上記のポイントに加え、次の 及び によりポイントを加算。

			設立、特定農業法人を 1 法人以上設立 集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4 ポイントを加算 特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織 特定農業法人 集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね 20 ha（中山間地域等にあつては、おおむね 10 ha）以上である場合には、4 ポイント加算
	2	品目横断的経営安定対策への加入 集落営農組織が品目横断的経営安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指すこと	・ 集落営農組織が品目横断的経営安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指す場合、8 ポイント加算 既存の組織が該当する場合には、上記のポイントに加え、次の及びによりポイントを加算。 集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4 ポイントを加算 特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織 特定農業法人 集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね 20 ha（中山間地域等にあつては、おおむね 10 ha）以上である場合には、4 ポイント加算
	3	集落営農組織への農用地の利用集積 集落営農組織における農用地利用集積率の目標値 50%以上で現状より 10 ポイント以上増加	・ 集落営農組織への農用地利用集積率の増加について 40 ポイント以上の場合・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15 ポイント以上 40 ポイント未満の場合・・・・・・ 6 ポイント 10 ポイント以上 15 ポイント未満の場合・・・・・・ 4 ポイント 10 ポイント未満の場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかに該当する場合には、2

			ポイントを加算 ・ 集落営農組織への農用地利用集積率が現状 30 % 以上である場合 ・ おおむね 1 ha（中山間地域等にあつては、おおむね 0.5 ha）以上の新たな連担地の形成を図る場合
新規就農の促進等担い手育成の推進	新規就農者の育成・確保・確保	【農業研修教育・農業総合支援センター施設整備】	達成すべき成果目標の基準の欄の 1、2、3 のそれぞれのポイントに以下の新規就農促進ポイントを加えた合計 新規就農促進ポイント 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 7 条第 5 項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合には、一律 6 ポイント加算
		1 新規学卒就農者率の向上 卒業生に占める新規就農者の割合が現状より増加 （要綱別表のメニュー欄の A のうち(カ)及びイ以外を実施する場合）	・ 卒業生に占める新規就農者の割合の増加について 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 4 ポイント以上 6 ポイント未満・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 ポイント以上 4 ポイント未満・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント未満・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には 4 ポイントを加算 現状の卒業生に占める新規就農者の割合が、全国平均より大きい場合
		2 普及指導課題の解決 当該施設の導入により重点課題における普及指導課題が解決されること （要綱別表のメニュー欄の A の(カ)を実施する場合）	・ 重点課題における普及指導課題の解決割合について 80 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 60 % 以上 80 % 未満・・・・・・・・・・ 6 ポイント 40 % 以上 60 % 未満・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40 % 未満・・・・・・・・・・ 2 ポイント
		3 新規就農者等の育成 当該地域において新規就農者が育成されること （要綱別表のメニュー欄のイの	・ 当該地域において育成された新規就農者数について 9 名以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 名～ 8 名・・・・・・・・・・ 6 ポイント

			(イ)を実施する場合)	3名～5名・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3名未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上の場合	
			当該地域における農業者のうち研修受講者数が現状より増加 (要綱別表のメニュー欄のイの(ア)を実施する場合)	・研修受講者の増加数について 80名以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 40名～79名・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10名～39名・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10名未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が40%以上の場合	
食品流通の 合理化	卸売市場施設整備の推進	安全・安心な市場流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・・・・・・・・・・・7ポイント 27.5～41.7・・・・・・・・・・・・・3ポイント	該当する以下のいずれか一つの加算を行う。 ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成若しくは取得を行う場合又は上記以外の中央卸売市場がBSE対策に係る施設の改良、造成若しくは取得を行う場合・・・・・・・・・・・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による
			【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率(低温売場での販売金額/全売場での販売金額)が低温売場面積率(低温売場面積/全売場面積)を1.8ポイント以上超過	・超過ポイント数が 4.9以上・・・・・・・・・・・・・7ポイント 1.8～4.8・・・・・・・・・・・・・3ポイント	
			【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価(販売金額/販売数量)の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 施設整備市場の卸売単価は青果	・超過ポイント数が 2.4以上・・・・・・・・・・・・・7ポイント 1.2～2.3・・・・・・・・・・・・・3ポイント	

	物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・3ポイント	場合 ・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合 ・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合 ・・・4ポイント加算
	【品質管理の高度化】 ・BSE対策に対応した整備を実施 ・卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施	・BSE対策に係る施設の整備・・・7ポイント ・卸売業者及び仲卸業者が取組む品質管理についての規範を策定・・・7ポイント	・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプラン(平成18年9月)の別添「重点的に取り組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
	効率的な市場流通 【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値	・取扱数量の推計値超過率が	該当する以下のいずれか一つの加算を行う。

			を 0 . 7 % 以上超過	4 . 6 % 以上 7 ポイント 0 . 7 ~ 4 . 5 % . . 3 ポイント	
			【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を 1 . 2 % 以上短縮	・作業時間の短縮率が 8 . 1 % 以上 7 ポイント 1 . 2 ~ 8 . 0 % . . 3 ポイント	
			【物流コスト等の削減】 ・物流コストを 1 . 1 % 以上削減 ・残品・残さ、包装容器の処理コストを 1 . 2 % 以上削減 ・施設の維持管理コストを 1 . 3 % 以上削減	・物流コストの削減率が 1 . 9 % 以上 7 ポイント 1 . 1 ~ 1 . 8 % . . 3 ポイント ・処理コストの削減率が 8 . 1 % 以上 7 ポイント 1 . 2 ~ 8 . 0 % . . 3 ポイント ・維持管理コストの削減率が 1 4 . 2 % 以上 7 ポイント 1 . 3 ~ 1 4 . 1 % . . 3 ポイント	・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合 . . . 8 ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合 . . . 8 ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合 . . . 8 ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合 . . . 4 ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の 3 のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが

			確実である場合 ・・・ 8 ポイント加算
卸売市場の再編	【統合による中央卸売市場の機能強化】 ・ 目標年度における取扱数量が推計値を 0.7 % 以上超過	・ 取扱数量の推計値超過率が 4.6 % 以上・・・ 7 ポイント 0.7 ~ 4.5 %・・・ 3 ポイント	該当する以下のいずれか一つの加算を行う。 ・ 地方市場施設整備の取組のうち他の地方卸売市場との統合に係る取組による場合 ・・・ 8 ポイント加算
	【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】 ・ 取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標の取扱数量（平成14年3月末現在の人口から算定される取扱数量）又は指標の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内	・ 指標の取扱数量（又は指標の取扱数量）以上となるのが 連携後3年以内 ・・・ 7 ポイント 連携後4年又は5年 ・・・ 3 ポイント	・ 円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・ 8 ポイント加算
	【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】 ・ 統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を 0.7 % 以上超過 ・ 市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を 0.7 % 以上超過（ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する）	・ 取扱数量の推計値超過率が 4.6 % 以上・・・ 7 ポイント 0.7 ~ 4.5 %・・・ 3 ポイント ・ 取扱数量の推計値超過率が 4.6 % 以上・・・ 7 ポイント 0.7 ~ 4.5 %・・・ 3 ポイント	・ 卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合 ・・・ 4 ポイント加算 ・ 卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は地方市場施設整備の取組のうち他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合 ・・・ 4 ポイント加算 ・ 食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取

					組」の3のうち「卸売市場の改革」及び「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
--	--	--	--	--	--

〔共通加算ポイント〕

次に掲げる項目に該当がある場合、1項目該当するごとに1ポイント加算する。

耕作放棄地対策

産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第9に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策

地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合

（注）農業生産者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従って農作業を行うときに記録を残し、当該記録を点検・評価することにより、次回の作付けに活用する一連の工程管理をいう。

別表 3

政策目的	政策目標	配分の考え方	
経営力の強化	新規就農者の育成・確保	道府県農業大学校等における多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置に伴う体制整備等を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を事業実施主体ごとの獲得ポイントとする。	
		多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置により、研修終了者に占める新規就農者の割合の目標	ポイント
		80%以上	8
		60%以上80%未満	6
		40%以上60%未満	4
		40%未満	2
		上記のポイントに加算するポイント	ポイント
		目標時の新規就農者に占める認定農業者の割合が30%以上	4
		就農に向けた計画指導等を担当する専任職員の配置	4

別表 4

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	需要に応じた生産量の確保	【地産地消】 ・事業実施主体が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を5%以上増加	・事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理 ^(注1) を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・4ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・2ポイント

		以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【農畜産物販路拡大】 海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を 6 0 % 以上増加	・海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 9 0 % 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8 0 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7 0 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 0 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・輸出継続年数について 5 年以上継続・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 年以上継続・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 年以上継続・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 年以上継続・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事

				業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ・海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 5 0 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 4 0 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 3 0 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 0 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算 輸出継続年数について 1 0 年以上継続・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 年以上継続・・・・・・・・・・ 3 ポイント 8 年以上継続・・・・・・・・・・ 2 ポイント 7 年以上継続・・・・・・・・・・ 1 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・全ての受益農家が生産工程管理を事業実施年度の前年度に実践している場合又は全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、かつ、事業実施年度に生産工程管理を実践することが確実に見込まれる場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		既に 6 年以上継続して農畜産物の輸出に取り組んでいる場合にあっては、海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る輸出量又は出荷額を 2 0 % 以上増加		

				・全ての受益農家が生産工程管理を実践する計画を作成しており、事業実施年度に生産工程管理のチェックリストを作成し、かつ、事業実施年度の翌年度より生産工程管理を実践することが確実と見込まれる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 以下の場合には以下のとおりポイントを加算 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント
経営力の強化	新規就農の促進等担い手育成の推進	新規就農者の育成・確保成・確保	【道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進】 離職就農者等の育成新たな研修教育課程修了者が新規就農すること	以下に掲げるポイントの合計 研修修了者に占める新規就農者の割合 80%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 60%以上80%未満・・・・・・・・・・ 6 ポイント 40%～60%未満・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%未満・・・・・・・・・・ 2 ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には以下のポイントを加算 ・目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置・・・・・・・・・・ 4 ポイント

〔共通加算ポイント〕

次に掲げる項目に該当がある場合、１項目該当するごとに１ポイント加算する。

耕作放棄地対策

産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第９に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策

地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合

（注）農業生産者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従って農作業を行うときに記録を残し、当該記録を点検・評価することにより、次回の作付けに活用する一連の工程管理をいう。